一般社団法人三重県トラック協会
定期発送のご案内

令和4年4月

CONTENTS

◆ 令和4年度　第46回近代化融資制度のご案内
◆ 令和4年度　通常総会のご案内
◆ 緊急物資輸送の協力会員登録のお願い

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内　　3月末現在発表分
◆ 運行管理者 一般講習のご案内　　3月末現在発表分

◆ 自動車の積載の制限に係わる改正（道路交通法施工令第22条関係）
◆ 特殊車両通行許可 道路情報デジタル化要望区間の受付け
◆ 引越事業者優良認定制度 申請受付開始に伴う 説明会
◆ 2022年度 引越講習 日程

◆ 70～74歳のドライバーの運転免許更新
◆ サポートカー限定免許が新設されます　　参考
◆「標準的な運賃」届出が すすんでいます　　＜重要＞
◆ 大型車の車輪脱落事故急増（タイヤ脱落防止点検を確実に）

◆ 全日本トラック協会関係表彰 受賞者
◆ 会員事業者さまが申請できる表彰のご案内
◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告
◆ 新規入会会員様のご紹介
◆ 会員様の所在地名称・変更等
◆ 付録　タイヤ交換作業管理表

～～　ご意見ご相談等をお寄せ下さい　～～

別紙封入

- 踏切では一時停止
- ジャパン・トラックショー2022招待券
- 人材確保説明会について
- 初任運転者特別指導講習会の開催について
- ２０２２年度安全性優良事業所（Ｇマーク）の申請について
- トラックドライバーコンテスト参加者募集
- 山陰道　強風時の走行についてのお願い
- 消費税　インボイス制度パンフレット（国税庁）

=*=*=*

◆令和４年度　第46回近代化融資制度のご案内

トラック協会では三重県本社の会員事業者を対象に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。令和4年度分として、次の2種類の融資制度について公募を行いますのでご活用頂きますようご案内いたします。

対象者　三重県内に本社を置く、貨物自動車運送事業法による許可を受けた会員
及び その共同体　並びにその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限ります）

融資対象物　**令和4年4月1日～令和5年3月31日**　までに実施する　**下記の資金**

一般融資
①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
　a　事務機器(ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ･ﾌｧｸｼﾐﾘ･ｺﾋﾟｰ機・MCA機器・ｿﾌﾄｳｪｱ)の購入資金
　b　設備の「補修・改修」資金
　c　配送ｾﾝﾀｰ・物流施設等の敷地内に太陽光発電設備を設置する資金
②　福利厚生施設の設備に要する資金
③　荷役機械・車両の購入び改造に要する資金
④　低公害車(ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車・CNG車の導入)・省エネ関連機器(全ト協指定のEMS機器等)

ポスト新長期融資
排出ガス規制が平成21年規制以降の車両ー車検証[型式]欄の頭部記載で確認
【 LDG, TKG, 2PG等の識別記号の1桁目がL, M, R, Q, S, T, 2の車両 】
※融資対象となるのは車両代（税込）です。登録諸費用等は対象外です。

融資条件等

一般融資は第43回・44回・45回の借入合計額が限度額に達している場合、全額償還後でないとお申込みいただけません。又、それ以外で現在返済中の場合は、申込み可能金額をトラック協会へおたずね下さい。

種　　類	一般融資	ポスト新長期融資
予　　算	２５億円	
融資利率	１．１％　（2022.4.1 現在）	
利子補給率	０．３％	
実質金利	０．８％　（2022.4.1 現在）	
償還期間	設備10年以内 車両 5年以内	5年以内
融資限度額	**会員3,000万円 組合 1億円**	**3,000万円**

注意点
＊ 自己資金で支払ったものについては対象になりません。
＊ 投資対象期間内で既に代金の支払いが終わっているものについては、金融機関からの借入金にて支払ったもの、または約束手形により実際の支払いが先送りされているもののみ、本制度の融資金を一括返済・一括組戻にあてることを条件に申し込むことができます。
＊ 令和４年４月～令和５年３月迄に設備･車両等の購入及び借入を実施することが必要です。
＊ 所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用が一部の組合で可能です。
（詳しくは所属組合へお問い合わせください。）
＊ 登記費用や登録諸費用等は、推薦金額に含めません。
＊ 融資利率が利子補給率を下回る場合は、融資利率と同率といたします。

その他　車両以外の投資で、１億円を超えるものについては、全日本トラック協会の融資制度が別途ありますのでご利用下さい。投資額の30％を限度として申込みできます。※募集は6月ごろになります

取扱金融機関
商工中金　津　支店　TEL 059-228-4155
〃　四日市支店　TEL 059-351-4871

必要書類　次ページ記載の書類を **三重県トラック協会** へ ご提出下さい。

必要書類

・①融資推薦申込書（資金使途・担保・組合加入状況等）
※商工中金へ出資している組合に加入（未加入の場合は加入予定）が条件です。
・②企業要項（資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等）
・③事業計画書（計画概要・借入金額等）
・④承諾書

協会ＨＰより
ダウンロードして
ください

添付書類

＊【設備等の内容が分かる書類】
【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書
【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書
【その他・車両等】注文書又は見積書

＊【返済予定表など借入がわかる書類】（つなぎ融資の場合のみ）
※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。

融資推薦通知日　お申込みに対する融資推薦は、理事会で決定します。

◆【次回決定日　令和4年5月18日（水）】→【書類締切日　令和4年5月11日（水）】
【それ以降　「7月」「10月」「1月」の理事会】→【書類締切日　各理事会の一週間前】

書類は随時
受付をして
おります

※融資募集枠の関係上、申込順で締切る場合がございます。予めご了承下さい。
※推薦通知書を受取り後、上記金融機関にて借入の手続きを行ってください。

お問合せ先：三重県トラック協会　総務部　TEL 059-227-6767
〒514－8515　津市桜橋３丁目５３－１１

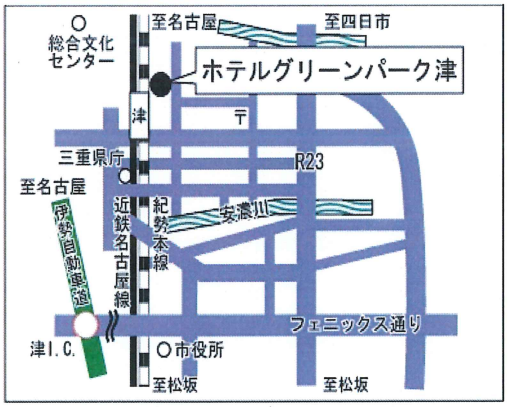
◆ 令和４年度　通常総会のご案内

平素は、協会運営に対しご支援ご協力を頂き心より感謝申し上げます。
下記により令和４年度通常総会を開催致します。
開催方法については５月１８日の理事会で決定となります。

三重県トラック協会 本部・陸災防 三重県支部

開催日時：令和４年６月２８日（火）14時30分
開催場所：ホテルグリーンパーク津　６階
津市羽所町700　TEL 059-213-2111

◇ 議事
第１部：一般社団法人三重県トラック協会総会
第２部：陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部総会
第３部：運転者表彰式



総会の開催通知は『総会資料・会員名簿』と一緒に６月郵送致します。

各支部の総会日程

支部	開催日	場所
桑員	5月13日（金）	未定
北勢	5月20日（金）	未定
鈴鹿	5月27日（金）	未定
津	5月24日（火）	トラック会館
松阪	未定	未定

支部	開催日	場所
南勢	未定	未定
伊賀	5月21日（土）	ヒルホテルサンピア伊賀
紀北	4月22日（金）	尾鷲研修センター
南紀	未定	未定

ご出席を心よりお待ち申し上げております。

◆ 緊急物資輸送の協力会員登録のお願い

三重県トラック協会では自然災害等の発生に備え、三重県と「災害時における物資等の緊急輸送協定」を締結し、支援物資等の緊急輸送に対応する体制の整備に取り組んでいます。

緊急物資輸送が必要となった際に 輸送にご協力いただくことが見込める会員様を事前に把握させていただくために、協力会員様の登録をお願いしております。

万一の災害時 他に優先して緊急輸送に対応することに ご理解いただき、輸送要請に前向きに応じていただくことができる会員様の登録をお願い申し上げます。



緊急時対応につき、平日、休日昼夜を問わず輸送を要請する場合があります

【 これまでの輸送実績について 】
- 平成７年　阪神淡路大震災
- 平成16年　海山町宮川村台風被害
  新潟県中越地震
- 平成23年　東日本大震災
- 平成28年　熊本地震
- その他　県内における豚熱、鳥インフル等の防疫資材輸送など

緊急輸送 協力会員様　登録方法

↓ 下記メールアドレスへ①、②の項目を入力のうえ、メールをご送付ください

yusou@santokyo.or.jp

件名に 【 緊急物資輸送会員登録 】 と記載してください
①事業者名 ②ご登録するメールアドレス

ご登録いただくメールアドレスは、緊急時に連絡が取れるアドレスでお願いいたします。
・アドレスの登録は１会員様につき１つです（登録後の変更は可能です）

登録作業の後、三重県トラック協会からの返信メールが届かない場合は下記担当までご連絡いただけますようお願いいたします。

◇三重県トラック協会では NTTの Biz安否確認／一斉通報システムを使用しております。
受信したメールから、即時に依頼内容等の確認・返信が可能です。
登録完了後は定期的に「通信訓練」を行います。

緊急物資輸送の協力会員様登録のお願いは、令和３年８月２６日付けＦＡＸを初回に、その後も数回ご案内しております。既にメール送信いただいた会員の皆さまは登録完了しております。

※ご報告いただきました登録情報については、協会業務以外には使用することはありません。

現在、70社ご登録いただいております。
ご協力、ありがとうございます。

〇本件に関するお問い合わせ
一般社団法人　三重県トラック協会　TEL:059-353-4522(北部)落合
059-227-6767(本部)平野、吉田

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内　3月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約から お申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
6/ 7(火)～ 9(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
7/20(水)～22(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
7/27(水)～29(金)	津 三重県総合文化センター	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		お問い合わせ先 日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 基礎講習開催のご案内→受講申込書でお申込下さい TEL :052-589-2216 FAX:052-589-2276 https://www.jl-tokai.com/course.php
5/ 3(火)～ 5(木)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
7/ 9(土)～11(月)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
7/25(月)～27(水)	津 三重県トラック会館	

◆ 運行管理者 一般講習のご案内　3月末現在発表分

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予定いただきますようお願い申し上げます。

講習の空き状況は、随時変動しますので、ホームページで ご確認してください。
予約済みの方で、ご都合が悪くなった方はキャンセルをお願いいたします。

◇ 受講対象者

①運行管理者に新たに選任された方
②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者(2年度に1度受講下さい)
③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は
受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい 】

今年度対象者は、前回の受講が令和2年度(2020年度)の方 および 2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先　自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階 TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189 同機構のホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
8/17(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
8/18(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
9/13(火)	四日市 北部輸送サービスセンター	
9/14(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
9/28(水)	津 三重県総合文化センター	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		お問い合わせ先 日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい TEL:052-589-2216 FAX:052-589-2276 https://www.jl-tokai.com/course.php
6/27(月)	津 三重県トラック会館	
7/30(土)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
7/31(日)	尾鷲 尾鷲研修センター	
9/17(土)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
11/23(水)	南勢 伊勢市内(会場未定)	

◆ 自動車の積載の制限に係わる改正（道路交通法施工令第22条関係）

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動車の積載の制限」について規定されています。

◇法令情報　　令和4年5月13日から

車体からはみ出して積載可能な長さ・幅に関する制限が緩和されます。

＊積載物の長さ は、車両全長の1．1倍までの制限が1．2倍までに緩和

（ただし 前後のはみ出しは、片側で積載物長さの0．1まで。前後両側で0．1×2=0．2はみ出しまで）

＊積載物の幅 は、車体からはみ出し不可が、車幅の1．2倍までに緩和

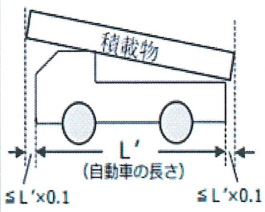
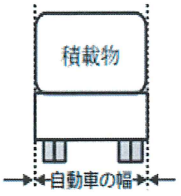
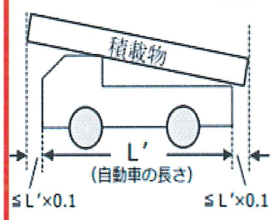
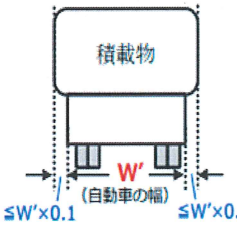
（ただし 片側のはみ出しは、積載物の幅の0．1まで。左右両側で 0．1×2=0．2 はみ出しまで）

安全な走行に十分配慮した積載をおこなっての輸送をお願いします。

自動車の積載の制限に係る改正（道路交通法施行令第22条関係）

公益社団法人 全日本トラック協会

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動車の積載の制限」について規定されています。
積載の制限を緩和した改正道路交通法施行令が令和4年1月6日に公布され、**令和4年5月13日より施行**されます。

	現行（改正前）		令和4年5月13日～（改正後）	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の大きさの制限（施行令第22条第3号）	自動車の長さにその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さにその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
積載の方法の制限（施行令第22条第4号）	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと
イメージ	積載物の長さ≦L′×1.1  前後の貨物のはみ出し≦L′×0.1	積載物の幅≦自動車の幅  左右の貨物のはみ出し不可	積載物の長さ≦L′×1.2  前後の貨物のはみ出し≦L′×0.1	積載物の幅≦W′×1.2  左右の貨物のはみ出し≦W′×0.1

上記の規定を超えて通行する場合には、「制限外積載許可」が必要となります。

警察庁において、自動車の積載物の長さ及び幅の制限等を改めることについて、後写鏡の効用等を失わせることなく、自動車の車体からはみ出して積載可能な長さ又は幅を確認するための走行実験を実施した結果、自動車の走行安定性等が確保されること、周囲の交通に与える影響がほとんどないこと等が確認された範囲内で、積載に関する制限を緩和した改正道路交通法施行令が令和4年1月6日に公布され、同年5月13日より施行されます。

◆ 特殊車両通行許可 道路情報デジタル化要望区間の受付け

（令和4年4月1日付け施行）

特車通行許可手続きの迅速化、および 新たな特殊車両の通行制度である「特殊車両通行確認制度」の活用には、道路関係情報のデジタル化が必要となります。（道路情報便覧への収録をすすめています）

全日本トラック協会では、優先的に道路情報便覧への収録を進めてもらいたい道路区間について事業者の声を集め、国土交通省へ要望を行っています。 道路情報便覧未収録道路で、早急に収録してもらいたい道路区間を下記方法にてご連絡いただきますようお願いします。

対象区間

特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化を希望する区間が対象
（道路情報便覧への収録）

① 高速自動車国道　② 一般国道　③ 都道府県道　④ 市町村道

要望提出方法

三重県トラック協会ホームページより作成方法・提出票書式をダウンロードし、トラック協会へメールでお送りください。

三重県トラック協会ホームページ
http://santokyo.or.jp/

◇送信先メールアドレス
tekisei@santokyo.or.jp
メール件名【道路関係情報のデジタル化要望】と記載してください。

締切：令和4年4月22日（金）必着にて

新制度は、申請者が事前に車両情報・ETC2.0車載器・積載可能重量・重量の把握方法（車載型重量計など）を登録した上で、国交大臣指定機関に対し、通行期間・発着地・積載重量を入力して確認を求めると、外部機関が通行可能経路を提示、申請者は提示された経路を自由に選択できるようになるものです。

国交省は新制度施行と自動審査システムの活用で平均審査日数10日の実現を目指しています。

◆ 引越事業者優良認定制度 申請受付開始に伴う 説明会

全日本トラック協会で行われる説明会を **YouTube配信** でご覧いただく説明会です。

「引越事業者優良認定制度」説明会

日時：5月頃の配信を予定しています。
視聴用ＵＲＬ等は来月の定期郵送物でご案内させていただきます。

内容（1）引越事業者優良認定制度の概要
（2）引越事業者優良認定制度の申請方法

引越安心マーク

◆ 2022年度 引越講習 日程　　現在調整中です

引越サービスのレベル向上を目標とし、引越約款や関係法令に習熟した担当者を育成し能力向上につなげるための「引越講習」を全日本トラック協会とともに開催しています。
また、引越事業者の優良認定制度・引越安心マークの取得もお勧めしています。

本年度の「引越 基本 講習」「引越 管理者 講習」は ９月頃 に開催予定です

「 引越 基本講習 」

引越業務に携わる方に
受講をお勧めします

・対象　引越業務実務者（予定の方も受講できます）
・内容　標準引越約款等、引越に係る基本知識

「 引越 管理者講習 」

引越実務レベルアップのための「管理者講習」

平成17年度以降の「引越基本講習」を修了した方のみ受講できます

・対象　令和元年度以前の「引越管理者講習」修了者は、再受講による更新が必要です。
・内容　問題解決の手法と事例研究（グループ討議）

「 基本講習・管理者講習 」の　受講申し込み等詳細は、日程が決まり次第ご案内します

◆ 70～74歳のドライバーの運転免許更新

改正道路交通法　令和4年5月13日施行

運転免許証の更新期間は、免許証の有効期間満了日の直前の誕生日の、前後1ヶ月（計2ヶ月間）です。更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の方は、免許証有効期間満了日前6か月以内に高齢者講習を受ける必要があります。
また、75歳以上となる人は認知機能検査を受けた後に、高齢者講習を受けなければなりません。

公安委員会から高齢者講習の通知を受けた際には、なるべく早い段階で予約し受講してください。

75歳以上の方と同様に　高齢者講習の内容が充実・強化されます！

高齢者講習〈2時間〉

- **講義（座学）**
  ＤＶＤ等で、交通ルールや安全運転に関する知識を再確認
- **運転適性検査**
  器材を使って動作視力や夜間視力、視野を測定
- **実車指導**
  実車を使って運転技能を評価



改正後の高齢者講習では、一歩踏み込み
75歳以上の違反者に課される「運転技能検査」と同様に採点し、
運転技能の評価を行い、その結果に基づいて安全指導を行います。

更新時の誕生日に**70歳**になる人
- 優良運転者および一般運転者→更新手続き→免許更新　**有効期間5年**
- 違反運転者および初回更新者→更新手続き→免許更新　**有効期間3年**

更新時の誕生日に**71歳**になる人
- 優良運転者および一般運転者→更新手続き→免許更新　**有効期間4年**
- 違反運転者および初回更新者→更新手続き→免許更新　**有効期間3年**

更新時の誕生日に**72～74歳**になる人
→更新手続き→免許更新　**有効期間3年**

◆ サポートカー限定免許が新設されます　参考

令和４年５月１３日から

自動ブレーキなどの機能が付いた”サポートカー”の限定免許が導入されます

◇サポートカー限定免許　免許更新時に**年齢問わず誰でも申請可能！**
※サポートカー限定免許でも、原動機付自転車と小型特殊自動車の運転は可能です。

●申請により、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等、先進安全機能を備えた「安全運転サポート車」に運転を限定する、条件付免許の交付が可能になります

条件　性能認定が行われた普通車で、保安基準に適合した次のもの
・衝突被害軽減制動制御装置・障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置

●条件を満たした車以外を運転してはいけません。条件に反して運転すると・・・

罰　則　３ヶ月以下の懲役又は５万円以下の罰金
違反点　２点　**反則金**　7，000円

◆「標準的な運賃」届出がすすんでいます　〈重要〉

早期届出と業界全体の届出率向上が「取引先との交渉力アップ」に繋がる

運賃届出先が三重県となる

届出数	／	会員数	2022／3／31現在
629	／	812	届出率77．5%

届出率は8割に接近　引き続き積極的な姿勢で、まずは届出を！

標準的な運賃を目標として設定しましょう

松阪・南勢・紀北・南紀の会員様は100%の届出となりました。

運賃（目標）設定が多数出されることは、荷主側に向けての強いメッセージとなります。

「2024年問題」

国土交通省が「標準的な運賃」として示す期間は あと2年限り。
2024年3月末までの時限措置です。

期限切れと同時に、年960時間の時間外労働の上限規制が始まり、働き方改革期限を迎えます。準備・対策が必要です。

期限満了後のトラック業界支援策や対策、その後の行政からの運賃提示を強力に求めるためにも「標準的な運賃」の届出を推進していきます。

働き方改革とともに、今後も事業が継続できる運賃。コストに見合った対価。が必要です。
運賃届出の促進は、今後の 運賃収受向上 にむけての重要な取り組みです。

「労務＋経営セミナー」で示された 標準的な運賃の考え方

一般社団法人クオリティ・オブ・ライフ創造支援研究所　森田司理事長より

「標準的な運賃」を理解し、運賃及び適用方を作成し、自社運賃を作り、届出をしてください。

20年ぶりに国が動き、この「標準的な運賃」というものを出してくれました。

しかし現在なかなか届出が進んでいません。

こんな状態ではまた次の「運賃」が示されるまでに20年かかってしまいますよ。

今日お伝えしたように毎年最低賃金は上がっていくんです。最低賃金が上がるにつれ時間外労働の割増金額も上がるんです。

その中で、標準的な運賃を全国の事業者が「国が見直してくれたから出しました」と。

「届出して自社の運賃として設定しました。

それでもまだまだ荷主との、取引先との交渉が進まない。改善しないといけない余地が残っているんです」と言わないと・・・

みんなが寄ってたかって行動するんです。

事業者の皆様が一斉に届出を行って国に示していかないといけません。

そうしなければまた次の「標準的な運賃」の改訂は20年先まで先送りになります。

皆様が一斉に届出をした上で行動すれば動向が取引先にも伝わります。

そして他の業界のように3年に1回ぐらいの見直しになる可能性もあります。

ですから、是非とも届出をしっかりとしましょう。

未提出の会員様、ご理解ご協力をお願いします

届出書類や提出方法など、トラック協会にご相談ください。

◆ 大型車の車輪脱落事故急増（タイヤ脱落防止点検を確実に）

タイヤ交換時期に車輪脱落事故 急増！

冬タイヤ から 夏タイヤ に交換時
確実な作業と保守管理をお願いします

タイヤ交換後１ヶ月以内に車輪脱落事故が多く発生しています。運行前に増し締めの確実な実施やホイールボルト・ナットに緩みがないことの点検をお願いします。

整備管理者等の責任者は、国が定めた 「タイヤ交換作業管理表」を活用して タイヤ交換作業の確実な実施と交換後のホイールナットの増し締めを確実に実施して下さい。

「タイヤ交換作業管理表」は、全日本トラック協会HP https://jta.or.jp 新着情報 2022. 1. 14
「大型車の適正な冬用タイヤの交換作業の実施について」に添付されています。

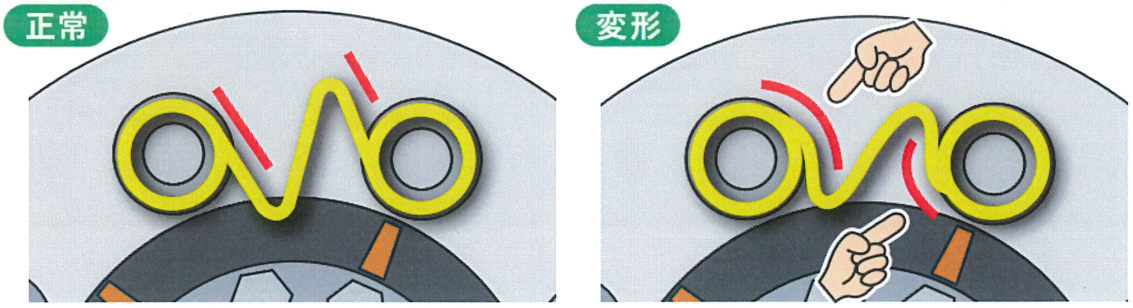
・ホイールボルト・ナットの錆びや汚れの確実な清掃
・トルクレンチを使用し、規定トルクによるホイールナットの締め付け
・50～100㎞走行後を目安にホイールナットの増し締めの実施の徹底

左後輪のホイールナットに緩みがないことを
「ホイールナットマーカー」や
「点検ハンマーの打音検査」により
重点的に確認をお願いします。

ホイールナットの緩み防止のためにホイールナットマーカー（連結式ナット回転指示インジケーター）等を活用した点検手法がございます。 右記QRコードから映像視聴が可能です。
トラック販売会社にて購入出来ますので、使用をご検討下さい。

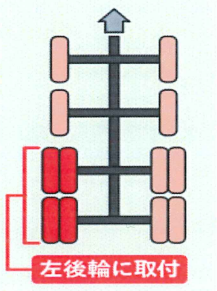
詳しい内容は
動画でチェック！

ナットが緩んでくると回転してインジケーターが変形することでナットの緩みを目視確認できます。



ホイールナットの緩みがひと目でわかる！	高精度点検が誰でも可能に！	日常点検の負担を軽減！
締め付けが弱いとナットが回転しインジケーターが変形。	装着するだけなので、点検経験が少ない人でも安心です。	目視で点検。微かな打音を何度も聞き分ける必要がありません。

1. ホイールが正しく取り付けられているかナットの緩み点検を行った後、ISO10車は1輪あたり5個、ISO8車は1輪あたり4個のインジケーターを左後輪※に取り付ける。（取付け時間：約3分/輪）
2. ホイールを取り付けた後50～100ｋｍ走行を目安に行う増し締めや3か月点検でのナット緩み点検（増し締めと同じ）、またその他の点検・整備でホイールを取り外す場合は、インジケーターを一旦取り外す。
3. その後、ホイールを取り付けた後、1.の要領で再びインジケーターを取り付ける。（再使用）



◆ 全日本トラック協会関係表彰 受賞者

令和4年3月3日 自動車運送事業の振興と業界発展に寄与した功績により下記の方が表彰されました。

(1)全日本トラック協会表彰規程による表彰

※社名五十音順／敬称略

種　別	会　社　名	氏　名
事業役員 運送事業事業役員20年以上従事され功績顕著な方	中西総合運輸 株式会社	中西 理晃
団体役員 運送事業団体役員15年以上従事され功績顕著な方	南郷運輸　有限会社	花尻 和典
その他従事者 運送事業の従業員として永年勤続され功績が顕著な方	日通三重自動車運送 株式会社 北勢運送 株式会社	森薗 亨 後藤 將
運転者 運送事業の運転者として 30年以上勤務され優秀な方	上野輸送 株式会社 恵守商運 有限会社 福山通運 株式会社 三重執鬼 株式会社	清水 昌浩 稲垣 義博 鈴木 孝治 笹野 悟
団体職員 運送事業団体職員20年以上従事し功績顕著な者	一般社団法人三重県トラック協会	内藤 宏樹

(2)正しい運転・明るい輸送運動表彰　全国一斉に実施した運動において成績優秀な方と事業所

種　別	会　社　名	氏　名
個　人	丸山運送 株式会社 安永運輸 株式会社	荒堀 健一 出口 直樹
事業所	深山運送 有限会社	***

おめでとうございました

=*=*=*

◆ 理事会及び交付金運営委員会の開催報告

・一般社団法人三重県トラック協会理事会 及び 交付金運営委員会が開催されました。

日時　令和４年３月９日(水)14:00～　　出席：理事22名／24名中、監事２名、
オブザーバー：青年部会２名 女性部会２名

・議長となる小林会長は下記の挨拶を行ったのち議案の審議に入った。

出席者への謝意を述べた後、今年度の取り組み最重点に掲げた「標準的な運賃の届出」は、会員様の理解がすすみ届出が全国平均を上回る74%となっている状況について御礼を述べ、次年度は持続可能な物流実現のため、荷主との適正運賃収受の交渉を効果的に進めるための施策を事業に組み入れたいと考えている。また、ウイズコロナ･アフターコロナの時代に対応できる体制を整えて参りたい。
旨の挨拶を行った。

・報告事項　（１）各委員会（適正化・業務・広報委員会）からの報告
（２）定款２３条に定める協会長・専務理事の業務執行状況
（３）会館移転手続の進捗状況を報告
（４）新規入会会員を報告
（５）全日本トラック協会関係表彰受賞者を報告

・三重県トラック協会 議事事項

第１号議案 令和３年度交付金及び一般会計
予算執行状況の承認について
第２号議案 令和４年度事業計画(案)・
収支予算(案)の承認について
第３号議案 第46回近代化融資第１次推薦について
第４号議案 会費未納会員(資格喪失)の取扱い
第５号議案 今後の行事について日程の調整

・議事内容の説明と理事からの意見発言の後、全て異議なく承認されました。

・陸災防三重県支部 議事事項

１．技能講習実施状況
２．令和３年度 収支概況報告(12月末)
３．令和４年度 事業計画(案)概要
４．労働災害発生状況(２月７日現在)
５．その他　特になし

・事務局から議事内容の説明を行い、全て異議なく承認されました。

◇特記報告事項

・会館移転手続の進捗状況について

２月末に土地建物売買に係る重要事項説明を受けた後、三十三銀行とトラック協会の双方で契約内容等で合意に至り３月４日不動産売買契約を締結。今後は所有権移転の手続きへと進みます。なお、改修工事及び駐車場については、次回５月の理事会での承認の後、取得に向け着手予定。

他の団体の入居については、現在の会館に入居している三重県交通共済(協)と三重県流通サービス(協)を優先して打診しているところです。

・第２号議案関連 --- 点呼支援機器「ロボット点呼」と 助成金

ロボット点呼は点呼の補助機器です。現在実証実験が実施されており、4年度は終業点呼について法整備が進められることになっています。全ト協は現在10万円の助成を行っており三重から３社の申請がありました。業務運営委員会にて約半数の委員よりロボット点呼助成の要望があり、令和４年度に三ト協助成の対象にも設定予定です。令和３年度の導入会員については遡及し実施予定。

助成金は全ト協10万＋三ト協５万＝計15万円で、10台分の予算計上を行います。

ロボットおまかせの点呼は、まずは終業点呼で可否を含め条件等が検討され、始業点呼はその後の議論となる見込み。現在はロボットにおまかせは不可で、運行管理者の対面点呼が必要です。

・第５号議案関連 --- 今後の行事について

令和4年度の通常総会については、役員改選期でもあることから、会員の皆様にお集まりいただいての通常開催とします。 但し、新型コロナウイルスの感染状況によっては、一昨年の総会同様 役員候補会社のみの出席、かつ 来賓臨席無しの総会とさせて頂く場合がございます。(5月の理事会で判断致します)

◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	磯部興業㈱　いなべ営業所	ＴＥＬ	0594-82-6484
代表者名	伊藤　亮之介	ＦＡＸ	0594-82-6485
支部	桑員支部	規模	車両13両、従業員17名
所在地	〒511-0283　いなべ市大安町南金井2571-1		

会員名	㈱ケーズカーゴ	ＴＥＬ	059-394-7722
代表者名	小寺　浩	ＦＡＸ	059-340-9950
支部	北勢支部	規模	車両7両、従業員6名
所在地	〒510-1251　三重郡菰野町大字千草653番地3		

会員名	扇島商店㈱	ＴＥＬ	0596-37-1734
代表者名	島田　隆正	ＦＡＸ	0596-37-1734
支部	南勢支部	規模	車両5両、従業員6名
所在地	〒519-0501　伊勢市小俣町明野405番地19		

会員名	㈱ケーアイトランス	ＴＥＬ	0595-48-5115
代表者名	山田　清隆	ＦＡＸ	0595-44-6061
支部	伊賀支部	規模	車両9両、従業員7名
所在地	〒518-0729　名張市南町717番地2		

◆ 会員様の所在地名称・変更等

松阪支部　　㈲Nテック　　退会

「会員名簿作成資料」や、その他にご報告いただいております変更箇所は
令和４年度会員名簿に反映させていただきます。
まだ、返信をいただいていない会員様は送信いただきますようお願いします。

＊　協会に対するご意見ご相談等をお寄せ下さい。　＊



三重県トラック協会　　FAX　０５９－２２５－２０９５

別紙1（様式例）

タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

作業実施者名

整備管理者確認欄 □

実施日　令和　　年　　月　　日

実施箇所		確認・作業内容		結果（実施✓・交換×）
清掃の実施	ハブ面		ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○	ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール		ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット		ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面		ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール		ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
			ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
			溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
			ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット		亀裂、損傷がないかを確認	
			ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
			ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○	ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※	ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト		ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット		ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※	座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○	座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○	ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ △	タイヤ交換作業時の締め付けトルク値	N·m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■	タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。